

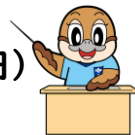


安まち通信

令和7年5月1日
大阪府
治安対策課
第2号

令和7年3月27日、特殊詐欺等の根絶に向けた取組として、「**大阪府安全なまちづくり条例**」が**一部改正**されました。

(※令和6年の特殊詐欺被害は速報値で2,658件、被害額は過去最多の約64億円)



大阪府広報担当副知事もずん

【主な改正内容】

対策1 高齢者が携帯電話で通話しながらATMを操作することの禁止

事業者は禁止のための措置を講じる義務があります
高齢者(65歳以上)の方は通話しながらATMを操作してはいけません



令和7年8月1日施行

対策2 金融機関による通報等

金融機関は、特殊詐欺等の被害のおそれを認めた場合、警察への通報等の義務があります



令和7年8月1日施行

対策3 ATMでの振込上限額の設定

ATMでのキャッシュカードによる振込みが
1日あたり10万円以下に制限されます



※一部例外あり
令和7年10月1日施行
※半年間の経過措置あり

対策4 プリペイド型電子マネー販売時の確認

5万円以上の電子マネー販売時には、
特殊詐欺等の被害のおそれがないか確認を行う義務があります
購入者は、確認に応じる義務があります



令和7年8月1日施行

みんなで防ごう! 特殊詐欺! SNS型投資・ロマンス詐欺!

詳しくは、大阪府治安対策課HPを検索してください



X (エックス) のフォローをお願いします!



【公式】大阪府治安対策課
@osaka_chiantai

二次元コードから
どうぞ⇒

フォローする

